

令和4年 第8回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年12月23日(金) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 伊達市農業協同組合 登別支所 2階会議室
- 3 出席委員(6人)

会長	9番	逢坂	裕明
委員	1番	古町	綾
	2番	三原	一英
	3番	吉鷹	敬貴
	6番	佐々木	優
	8番	赤樫	治
- 4 欠席委員(3人)

委員	4番	近井	一夫
	5番	山下	篤
	7番	熊谷	源
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
  - 第2 報告第3号 電気事業者が行う送電鉄塔建設に伴う農地の転用について
  - 第3 報告第4号 農地パトロール調査特別委員会の調査結果について
  - 第4 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 第5 議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
  - 第6 議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	渡部	光夫
総括主幹	西本	利博
主査	沼田	かおる
主査	高橋	洸太

## 7 会議の概要

事務局長

ただいまより、令和4年第8回総会を開会いたします。

本日は、4番近井委員、5番山下委員、7番熊谷委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

本日の出席委員は、9名中6名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は逢坂会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。

まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。

登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議事録署名委員は、1番古町委員、2番三原委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の西本総括主幹を指名します。

以上で、日程番号第1を終わります。

次に、日程番号第2 報告第3号「電気事業者が行う送電鉄塔建設に伴う農地の転用にいて」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局長

報告第3号は、令和4年11月15日付けで送電用の鉄塔建設に伴う農地転用について協議があり、これを受理したので報告するものであります。

議案書の1ページをご覧ください。

届出者は、[ ]であります。転用する土地は2筆で、1筆目は登別市[ ]町、地番は[ ]番の中で、地目は公簿が原野、現況は畑、転用する面積は

■■■■平方メートル、2筆目は■■■■町、地番は■■■■番  
の内で、地目は公簿が原野、現況は畑、転用する面積は■■■■  
■■■■平方メートルであります。

農地を転用する場合には、農業委員会の許可を受けなければなりません。農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条第1項第13号の規定によりますと、電気事業者が、送電用電気工作物等の敷地に供するため農地を転用する場合には、許可不要とされております。

また、届出者から示された事業計画及び位置図などをもとに聞き取りを行い、設置する施設について、他の営農に支障が生じないことを確認しております。

なお、位置図等の資料につきましては、議案書の2ページから6ページまでに記載のとおりであります。

以上です。

議 長

ただいま、報告第3号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

よろしいですか。

それでは、以上で日程番号第2を終了します。

次に、日程番号第3 報告第4号「農地パトロール調査特別委員会の調査結果報告について」を議題とします。

本件については、調査特別委員会を設置しておりますので、委員長から報告を受けたいと思います。

古町委員長、説明をお願いします。

古町委員長

令和4年8月23日開催の第6回総会において、赤樫委員、熊谷委員、私 古町の3名で構成する調査特別委員会が設置され、本案件について調査をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案書の7ページ及び8ページをご覧ください。

令和4年11月25日の午後1時30分から農業委員会執務室において、特別委員会を開催し、委員長を選出したあと、農地パトロール実施要領にもとづきパトロールを実施しました。

調査の重点地区は、          町地域の          筆、          平方メートルとし、農業委員3名のほかに事務局職員2名の計5名で調査したところ、一部の農地において、適切に肥培管理が行われていないように見受けられましたが、そのほかの農地については、耕作放棄地等、問題のある農地は見受けられませんでした。

なお、前述の農地については、所有者へ意向調査を実施します。  
以上です。

議長           ただいま、委員長の報告がありましたので、ご質疑を受けたいと思います。

委員の皆さんから、何かございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、報告第4号については、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、報告第4号は委員長報告のとおり認定となりました。

次に、日程番号第4 報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局長       報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」について説明いたします。

議案書の9ページをご覧ください。

本案件につきましては、故          氏が所有しておりました、登別市          町          番          及び          番          の農地を          氏が相続したことに伴い、農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出があり、これを受理したので報告するものであります。

以上です。

議 長

ただいま、報告第5号について、事務局から説明がありました  
が、何かご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、以上で報告第5号を終わります。

次に、日程番号第5 議案第20号「農地法第3条第1項の規  
定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局 長

議案第20号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につ  
いて」審議を求めるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

申請者は、譲渡人が [REDACTED] の [REDACTED]  
[REDACTED]、譲受人が [REDACTED] 市 [REDACTED] 町 [REDACTED] 番地の [REDACTED]  
[REDACTED] で、譲渡人が所有する農地について、譲受人に所有権を移転す  
るものであります。

所有権移転を行う土地は4筆で、所在はいずれも登別市 [REDACTED]  
町であります。1筆目は、地番が [REDACTED] 番で面積は [REDACTED] 平  
方メートル、2筆目は、地番が [REDACTED] 番で面積は [REDACTED] 平  
方メートル、3筆目は、地番が [REDACTED] 番で面積は [REDACTED] 平  
方メートル、4筆目は、地番が [REDACTED] 番で面積は [REDACTED] 平  
方メートルであり、いずれも地目は公簿が雑種地、現況は畑となっております。

譲受人の状況についてであります。経営面積は、 [REDACTED]  
[REDACTED] 平方メートル、労働力は、男性が5人、女性が1人、農業  
従事日数は、延べ1, 560日、農機具は、ホイルローダーが4  
台、給餌車・索引型が2台、ダンプが1台、フォークリフトが1  
台、トラクターが1台となっております。

所有権の移転を行おうとする農地の位置、地番図及び写真図  
は、議案書の11ページから13ページに示しておりますので、  
ご参照ください。

なお、議案書14ページの「農地法第3条調査書」に記載のと  
おり農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件のすべて

を満たしていることを申し添えます。

以上です。

議長 　　ただいま、議案第20号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何かございませんか。

（「なし」の声あり）

よろしいですか。

それでは、採決します。

議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第20号は、原案のとおり決定します。

次に、日程番号第6 議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局長 　　議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」審議を求めるものであります。

議案書15ページをご覧ください。

申請者は、譲渡人が〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇の〇〇〇〇氏、譲受人が〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇の〇〇〇〇で、譲渡人が所有する農地について、譲受人に所有権を移転するものであります。

所有権移転を行う土地は、登別市〇〇町〇〇丁目であります。地番が〇〇番〇〇で面積は〇〇〇〇平方メートル、地目は公簿が原野、現況は畑となっております。

譲受人の状況についてであります。経営面積は、〇〇〇〇平方メートル、労働力は、男性が1人、女性が1人、農業従事日数は、延べ528日、農機具は、トラクターが1台、耕運機が1台、バックホーが1台、タイヤショベルが1台となっております。

所有権の移転を行おうとする農地の位置、地番図及び写真図は、議案書の16ページから18ページに示しておりますので、ご参照ください。

なお、議案書19ページの「農地法第3条調査書」に記載のとおり農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。

以上です。

議長 　　ただいま、議案第21号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何かございませんか。

（「なし」の声あり）

よろしいですか。

それでは、採決します。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第21号は、原案のとおり決定します。

以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、すべて終了しました。

これをもちまして、令和4年第8回農業委員会総会を閉会します。